



おかげさまで第一生命は、2012年9月に
創立110周年を迎えます。

2012年8月30日

“安心の絆”をかたちにした 創立110周年記念商品！

順風ライフ パワーメディカル の新登場について

第一生命保険株式会社（社長 渡邊 光一郎）は、2012年9月21日より、「新・生涯設計」—すべてのお客さまに、私たちすべてが、すべての接点で、「一生涯のパートナー」—のコンセプトにもとづく**創立110周年記念商品「順風ライフ パワーメディカル」**を発売します。

「順風ライフ（5年ごと配当付終身保険）」は、設計の自在性が高くお客さまのニーズに合わせて総合的な保障を準備できる商品として発売以来ご好評いただいています。「順風ライフ パワーメディカル」は、「順風ライフ」をパワーアップさせ、上皮内がんもお支払いの対象とする「シールドプラス特約」や先進医療の自己負担を軽減する「先進医療特約」など、昨今の「早期発見・早期治療」の流れに沿った「治すための保障」のラインアップを充実させるとともに、「治すため」に必要な情報・相談サービスをご利用いただけるようにした、**保障とサービスの両面から「治すことをサポートする」商品**です。

さらに、お客さまに確実に保険金等をお受け取りいただけるよう、保険金等の代理請求ができる方の範囲等を拡大し、お客さまの利便性の向上をはかることとしました。

「治すため」「生きるため」「万々に備えるため」に必要な保障、情報、サービス、そして確実に保険金等をお受け取りいただくための仕組みが一体となった「順風ライフ パワーメディカル」を「新・生涯設計」のコンセプトにもとづく総合的なコンサルティングを通じてご提案していくことで、ご加入からお受け取りまで総合的に、生命保険本来の役割である“安心の絆”をお届けしていきます。

保障とサポートサービスの充実パッケージ！！

順風ライフ **パワーメディカル** のポイント

「治すため」「生きるため」「万に備えるため」に幅広く対応
～初期治療から、入院・手術、働けなくなった場合、リビングニーズ・高度障害、万の場合まで～

「治すための保障」が充実！

● **シールドプラス特約** 新登場！

上皮内がん等の3大疾病の早期段階への備え

● **先進医療特約** 新登場！

費用が高額になることもある先進医療への備え

最新情報だけでなく、過去に実施されていた先進医療技術や先進医療実施医療機関の情報を閲覧・検索できる情報検索サイト「先進医療情報ステーション」を開設！

● **骨髄ドナー給付** 新登場！

白血病等の治療を必要とする方のために、ドナーとして骨髄幹細胞を提供するための採取術等を受ける場合への備え

「治すためのサポートサービス」も充実！

● **メディカルサポートサービス** (2012年4月開始)

- ・健康/育児/介護 電話相談
- ・医療情報検索“ヨミドクター”
- ・ウィメンズヘルスダイヤル
- ・ご近所病院検索

「確実に保険金等をお受け取りいただく制度」がバージョンアップ！

● **指定代理請求特約** 新登場！

最新鋭のタブレット型パソコン DL Pad (2012年8月導入)
によるわかりやすい情報提供と総合的なコンサルティング

1. シールドプラス特約（5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約）新登場！

当社では、3大疾病（所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中）に備える保険として、「シールド特約」等を販売しています。「シールド特約」は、所定のがんと診断確定されたとき、急性心筋梗塞で60日以上労働の制限が必要な状態が継続したとき、脳卒中で60日以上言語障害等の状態が継続したときに保険金をお支払いするものですが、昨今の「早期発見・早期治療」の流れの中で、がんの前段階である上皮内がんと診断されるケースや急性心筋梗塞や脳卒中になっても後遺症等が残らずに治癒するケースも少なくありません。このような場合でも入院や手術は必要となることから、「シールド特約」等のお支払事由にプラスして、上皮内がんと診断された場合等にも保険金をお支払いする「シールドプラス特約」を発売します。

(1) 内容

給付内容	保険金名		お支払事由		お支払額
	特約死亡保険金			死亡されたとき	
特約高度障害保険金			所定の高度障害状態になられたとき		
特約特定疾病保険金	所定のがん	所定のがんと診断確定されたとき			
	急性心筋梗塞	初診日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたとき			
	脳卒中	初診日から60日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき			
特約指定疾病保険金	上皮内がん等	上皮内がん等と診断されたとき			
	急性心筋梗塞	治療を目的として1日以上入院されたとき			
	脳卒中				
特約保険金額	ご契約時に50万円・30万円・10万円のいずれかを選択				
契約年齢範囲	15歳～70歳				

(2) 保険料例 【月払（口座振替扱）】 【ご契約当初10年間】

特約保険金額10万円、保険料払込免除特約（H13）あり、保障充実割引なし

年齢	男性	女性
20歳	33円	31円
30歳	44円	52円
40歳	88円	95円
50歳	196円	150円
60歳	457円	252円

2. 無配当先進医療特約 新登場！

先進医療による療養を受けた場合、治療に伴う診察、検査、入院等通常の治療と共通する部分については一般の保険診療と同様に公的医療保険が適用されますが、先進医療にかかる技術料は全額自己負担となります。先進医療の種類によっては先進医療にかかる技術料が高額な場合もあり、経済的負担が重くなることもあります。

そこで、先進医療による療養を受けられた場合に、先進医療にかかる技術料と同額の先進医療給付金と2万円の先進医療一時給付金をお支払いする「無配当先進医療特約」を発売します。

(1) 内容

	給付金名	支払事由	支払額
給付内容	先進医療給付金	ケガや病気により公的医療保険制度における先進医療（※）による療養を受けたとき	先進医療にかかる技術料と同額 (支払限度は通算2,000万円)
	先進医療一時給付金	先進医療給付金が支払われるとき (ただし、同一の先進医療につき1回限り)	2万円
契約年齢範囲	3歳～70歳		

(※) 療養を受けた時点において、①厚生労働大臣が定める先進医療技術であること、②先進医療技術ごとに定められた適応症(対象となる疾病・症状など)に対するものであること、③先進医療技術ごとに定められた施設基準に適合する医療機関で受けたものであること、のすべてを満たすものに限りま。

(2) 保険料例 【月払(口座振替扱)】 【ご契約当初10年間】

保険料払込免除特約(H13)あり

年齢	男性	女性
20歳	55円	58円
30歳	59円	72円
40歳	77円	108円
50歳	135円	157円
60歳	251円	184円

(3) ご加入からお支払まで、充実した情報提供とご請求サポート体制

先進医療は、公的医療保険の適用対象とすべきかどうか評価を行うための制度で、随時新しく追加されるものもあれば、公的医療保険適用となるもの、また削除されるものもあります。また、先進医療に該当する医療技術や対象となる適応症、実施している医療機関は限定されています。

このような先進医療の特性を踏まえ、当社では先進医療や先進医療給付に関する情報提供の充実をはかります。お客さまに十分な情報をご提供し、納得感の高いコンサルティングを行うために8月に導入した営業・業務用モバイルパソコン「DL Pad」では、先進医療に関する基本情報だけでなく、先進医療のひとつである重粒子線治療の体験談なども見ていただくことができます。当社ホームページ上には、過去に実施されていた先進医療も含め、先進医療技術や実施医療機関を検索・閲覧いただける情報検索サイト「先進医療情報ステーション」を9月21日より開設いたしますが、DL Padからもこのサイトに接続し、ご覧いただくことができます。

また、コールセンターにおきましても、先進医療給付に関するお電話によるお問い合わせに対応する「先進医療ご請求サポート」を9月21日より開始いたします。これは、より専門的かつ迅速な対応によるお客さまへのご説明充実を目的として設置している保険金コールセンターによるサービスであり、「これから受けようとしている治療は先進医療給付対象になるの?」「この病院で治療を受ける予定なのだけれど給付対象になる病院なの?」といったお客さまからのご請求やお支払に関するご照会に、保険給付に関する専門知識を有したコミュニケーターがご回答するものです。

<DL Pad>

コンサルティングツールDL Padでの先進医療に関する情報提供を充実!



<先進医療情報ステーション>

いつでも、どこでも、最新の先進医療の情報を閲覧できる情報検索サイトを開設!



先進医療について
わかりやすく解説。

最新の情報だけでなく、
過去に実施されていた先進
医療技術、実施医療機関の
情報も掲載。

3. 骨髄ドナー給付金 新登場！

白血病等に対する有効な治療法として、骨髄幹細胞や末梢血幹細胞を移植する方法があります。しかしながら、移植を受けるには提供者（ドナー）と患者（レシピエント）の白血球の型が一致しなければならず、その確率は非血縁者間では数百から数万分の1、兄弟姉妹でも4分の1程度と低く、さらに多くのドナー登録が求められています。

ドナーの入院費用等はレシピエントが負担することとなっていますが、入院のために会社を休まなければならなかったり、採取術に対する身体的負担があったりといったことが、ドナー登録のハードルとなっているとされています。

そこで、ドナーの経済的負担を軽減し、保険商品を通じてドナー登録者の支援ができるよう、**骨髄幹細胞の採取術等を受けられたときに骨髄ドナー給付金をお支払いすることとします。**

(1) 内容

	給付金名	お支払事由	お支払額
給付内容	骨髄ドナー給付金	被保険者が責任開始期から1年を経過した日以後、病院または診療所において組織の機能に障害のある者に移植することを目的として骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けたとき	入院給付金日額の20倍 (1回限り)

(2) 対象商品

①無配当定期医療保険「メディカルエール（定期型）」

②無配当終身医療保険「メディカルエール（終身型）」

③新総合医療特約D（H22）「医のいちばんNEO」

※2012年9月20日以前に契約された上記対象商品についても、骨髄ドナー給付金をお支払いします（2012年9月21日以後の採取術に限ります）。

(3) 保険料

保険料の変更はありません。

4. 指定代理請求特約 新登場！

当社では、従来から被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、包括的に代理請求の対象とする「被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約」を取り扱っていましたが、「指定代理請求特約」では「代理請求人の範囲」や「代理請求の対象」などを拡大し、お客さまにより安心して確実に保険金・給付金などをご請求いただけるようになりました。

ポイント1 代理請求人として請求できる方の範囲を拡大しました。

これまでの代理請求制度では「被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族であること」を代理請求人の要件としていました。この特約では被保険者と近親である配偶者、直系血族、3親等内の血族（兄弟姉妹、甥姪など）について「同居または同一生計」要件をなくすとともに、将来身寄りがなくなった場合でも被保険者の財産管理を行っている方（財産管理委任契約を締結した方）などから代理請求いただけるようになりました。

ポイント2 被保険者が受け取ることとなるすべての保険金・給付金などが代理請求の対象となりました。

すえ置かれた保険金・給付金・年金や契約者配当金などについて新たに代理請求の対象としました。

ポイント3 既にご加入いただいているご契約への中途付加もお取り扱いします。

ポイント4 この特約の保険料は必要ありません。

<内容>

(1) 代理請求できる場合

被保険者が受取人となる保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、被保険者が保険金・給付金などを請求できないつぎの特別な事情があるときは、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、保険金・給付金などを請求することができます。

- ・被保険者が、事故や病気などで寝たきり状態となり、被保険者本人が保険金・給付金などを請求する意思表示ができないとき
- ・被保険者ご本人が、「がん」等の病名や余命6か月以内であることを知らされていないため、被保険者本人が保険金・給付金などを請求できないとき

(2) 代理請求の対象となる保険金・給付金など

- ①被保険者が受取人となる保険金、給付金、年金など
- ②ご契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込の免除
- ③ご契約者と被保険者が同一人である場合の契約者配当金

(3) 代理請求できる方

ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人。ただし、請求時において、つぎのいずれかに該当することを要します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族（父母・祖父母・子・孫等）、3親等内の血族（兄弟姉妹・姪甥等）②被保険者と同居しまたは生計を一にしている3親等内の親族③②以外で、被保険者と同居しまたは生計を一にしている方で当社が認めた方④被保険者の財産管理を行っている方で当社が認めた方⑤その他③④と同等の特別な事情があると当社が認めた方 |
|---|

上記に該当する方がいない場合には、死亡保険金受取人。ただし、請求時において、つぎのいずれかに該当することを要します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、3親等内の血族②被保険者と同居しまたは生計を一にしている方 |
|---|

以 上

この資料は2012年9月21日より販売する商品（特約）の2012年8月30日時点の概要を説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。また、特約は主契約に付加してご契約いただきますので、単独でご加入いただくことはできません。ご検討にあたっては専用のパンフレットおよび「保障設計書（契約概要）」など会社所定の資料を必ずお読みください。また、ご契約の際には「重要事項説明書（注意喚起情報）」、「ご契約のしおり」、「約款」を必ずお読みください。

(登)C24H0746(H24.8.22)◎